

埼玉県立大学、埼玉医科大学、城西大学、日本工業大学及び埼玉県の  
相互協力・連携に関する協定書

埼玉県立大学、埼玉医科大学、城西大学、日本工業大学（以下「構成大学」という。）  
及び埼玉県（以下「県」という。）は、相互協力・連携に関する基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、構成大学及び県の相互の密接な協力と連携により、保健医療福祉分野を中心とした住民の暮らしを支える専門職連携教育の発展と連携力のある人材育成に資することを目的とする。

（内容）

第2条 構成大学及び県は、前条の目的を達成するため専門分野等に応じて、次に掲げる事項の協力・連携に努める。

- (1) 大学間連携共同教育推進事業で構築した彩の国連携科目の運営
- (2) 保健医療福祉分野等における人材育成に資すること
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

（協定期間）

第3条 本協定書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定書の有効期間満了日の30日前までに、構成大学及び県のいずれかから解除の申し出がない場合は、有効期間満了日の翌日から更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、別途、構成大学及び県が協議し、決定する。

この協定を証するため、本書5通を作成し、構成大学及び県が各1通を保有する。

平成29年1月25日

埼玉県立大学 学長 三浦 宜彦



埼玉医科大学 学長 別所 正美



城西大学 学長 白幡 晶



日本工業大学 学長 成田 健一



埼玉県 知事 上田 清司

